# 一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会(以下、「本会」という)定款第44条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

## (会費)

- 第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額230,000円とする。
- 2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。た だし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

## (役員の選出)

第2条 理事・監事(以下、「役員」という)の選出は、役員選出規程にもとづいて行う。

## (役員の人数)

- 第3条 選挙で選ぶ候補者は、理事は10名、監事は2名とする。
- 2 代表理事は、社員の中から3名以内で理事候補者を指名することができる。

### (役員の任期)

- 第4条 役員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合は、原 則辞任するものし、役員選出選挙において次点の者から順に選任する。
- 2 前項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

#### (委員会の設置)

第5条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第34条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。

#### (常設委員会)

- 第6条 本会に次の常設委員会を置く。
- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会

- (7) データベース委員会
- (8) 災害支援対策委員会

# (臨時委員会)

第7条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

- 2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。
- 3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

# (定款施行細則の改正)

第8条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成28年6月20日から施行する。